

議案第12号

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年3月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布され、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 図書館協議会委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命し、その定数は10名以内とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大口町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(図書館協議会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>図書館協議会委員(以下「委員」という。)</u></p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>図書館協議会委員(以下「委員」という。)</u></p>
<p><u>は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命し、その定数は10名以内とする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p><u>の定数は10名以内とする。</u></p> <p>3・4 略</p>